

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条 例 名		神奈川県個人情報保護条例			
条 例 番 号		平成2年神奈川県条例第6号	法 規 集	第1編第1章第1節の2	
所 管 室 課		政策局政策部情報公開広聴課			
条 例 の 概 要		<p>県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めている。</p>			
1 検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	<p>県は、平成2年に全国の都道府県に先駆け条例を制定し、個人情報保護制度を実施している。</p> <p>ネットワーク社会の進展により情報漏えいに対する県民の不安が増大するなど、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図ることが一層重要となっていることから、基本的人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に努めるため、現在でも必要な条例である。</p>			<p>平成30年度運用実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己情報の開示請求等の件数 <p>5,860件</p>
	有効性 （ 現行の内容 で課題が 解決でき るか。 ）	<p>多数の県民等により、自己情報の開示請求等の条例で定める個人情報保護制度が利用されている。</p> <p>また、実施機関における個人情報の取扱いに関する審議会への諮問や個人情報取扱事務登録も適時適切に行われている。</p> <p>以上により、本条例は、個人情報保護施策の総合的な取り組みの推進に有効に機能している。</p> <p>しかし、条例の規定の中には、平成2年の制定以来、記載項目が変更されておらず、時代に合わなくなっているものや、行政の電子化の流れが加速している現在の環境にそぐわなくなっているものがあるため、改正を検討する必要がある。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 自己情報の開示請求等の件数（平成26～30年） <p>88,928件</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱事務登録（平成30年度末）事務数 <p>3,555件</p>
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	<p>本条例で県の保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにし、県の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることで、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止が図られており、効率的な内容である。</p>			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	<p>「かながわグランドデザイン」に掲げられている「県民との対話による開かれた県政の推進」における「個人情報保護の推進」に適合している。</p>			<p>かながわグランドデザイン</p> <p>○個人情報保護の推進「個人情報保護と有効な利用についての意識啓</p>

			発活動による 個人情報保護 の推進」
	適法性 憲法、法令に抵触しないか。	個人情報に関する基本法である「個人情報の保護に関する法律」の「第5条（地方公共団体の責務）」及び「第3節 地方公共団体の施策（第11条から第13条）」の規定に則した内容であり、現行の憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等	
		条例の規定について、時代に合った分かりやすいものにするとともに、行政の電子化の加速という環境の変化に対応するため、個人情報事務登録簿の記載項目の文言及びオンライン結合による保有個人情報の提供の手続に係る改正及び運用の改善等を検討する。	